



ひと、暮らし、  
みらいのために

平成29年度

# 労働行政の とりくみ

新潟で働く人々の活力の向上をめざして！

## 3つの目標

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備

多様な働き手の参画の推進

地方創生・地域の実情を踏まえた労働政策の総合的推進

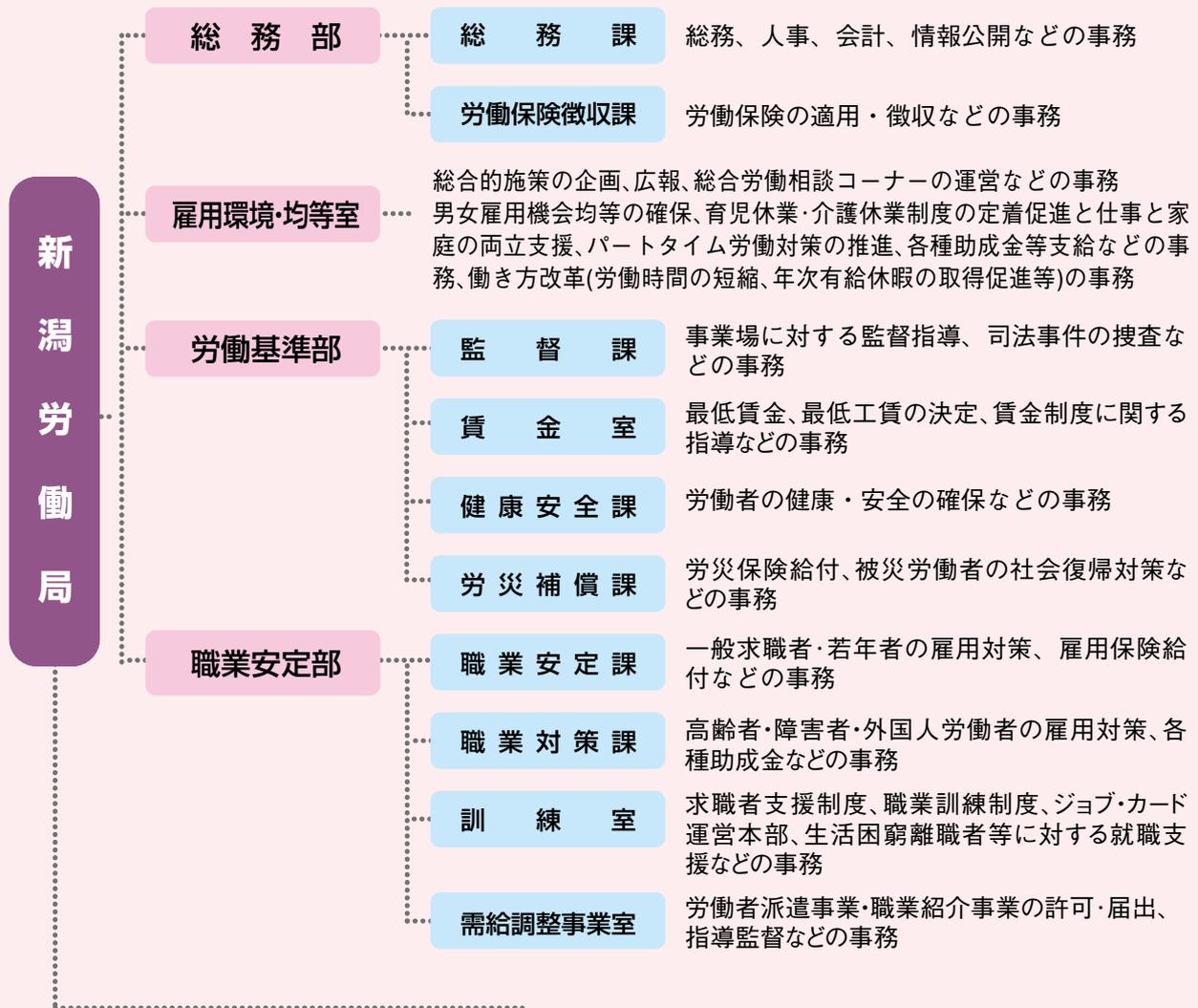
新 潟 労 働 局

# 新潟労働局の使命

新潟労働局は働く人々の幸せと雇用の安定のため、雇用均等行政、労働基準行政、職業安定行政、職業能力開発行政が、それぞれの専門性を発揮しながら連携を図り、総合的な労働行政を展開し、地域に密着した行政運営を行ってまいります。

## ◆ 新潟労働局の組織と主な業務内容

### ● 新潟労働局の組織と所掌事務 ●



#### 労働基準監督署

労働時間・賃金の支払等労働条件に関する監督指導、職場の安全衛生・健康管理に関する指導、労災保険の各種給付の支給

新潟 新潟  
長岡 津  
上越 小出  
三条 十日町  
新発田 佐渡

#### 公共職業安定所(ハローワーク)

職業相談、職業紹介、求人受理、雇用保険適用・給付、雇用促進のための各種助成金申請受付

新潟 柏崎 巻  
長岡 新発田 南魚沼  
●小千谷 新津 ●小出  
上越 十日町 佐渡  
●妙高 糸魚川 村上  
三条 ●は出張所

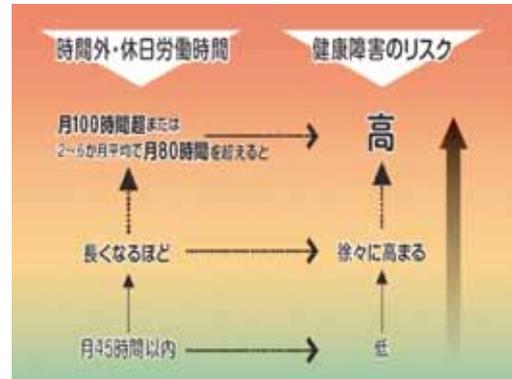
# 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備

## 1 働き方改革の推進・長時間労働の是正

### (1) 働き方改革の推進

ワークライフ・バランスの実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、経営トップに対する働きかけ等を通じて、各企業における働き方改革を促進します。

また、年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導を行います。



### (2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正及び過重労働による健康障害を防止するため、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われているおそれがある事業場に対して、重点的に監督指導を行うとともに、「過労死等ゼロ」緊急対策に基づき、違法な長時間労働を複数の事業場で行うなどの企業の本社に対する是正指導や、強化された企業名公表制度の運用等を的確に行います。

## 2 非正規雇用労働者の正社員転換と待遇改善の取組

### (1) 能力開発による就職支援及びキャリアアップの支援

- ハロートレーニング（公的職業訓練の愛称）の求職者支援訓練や雇用型訓練により訓練機会を提供して能力開発を行い、訓練修了後の正規雇用に向けた就職を支援します。
- 企業内での非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するため「キャリアアップ助成金」を活用して有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等、企業内でのキャリアアップを推進します。

### 非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組まいませんか？

#### キャリアアップ助成金を利用した事業主の声

【事例1：正規雇用等転換コース】～  
正社員登用でモチベーション向上～  
正社員転換を導入したことにより、有期労働者の仕事に対する意欲が向上し、高度な仕事に取り組む姿勢が感じられる。また、以前よりも離職者も減少しており、正社員登用の制度整備により、従業員のモチベーションが向上している。

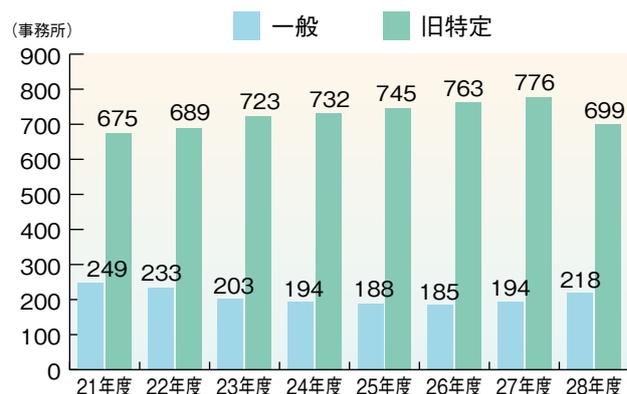


【事例2：人材育成コース】～  
～体系立てることで訓練が効率的に～  
教育訓練の実施方法について、有期実習型訓練の導入前には、その場しのぎの指導に終始して、明確な目標を持って訓練を行うことができていなかったが、今回の導入にあたって、訓練カリキュラムを作成し、評価シートや報告書を活用することで、訓練の内容や目標を明確にすることができ、効率的な訓練を実施できた。

### (2) 労働者派遣事業等の適正な運営

労働者派遣事業や有料職業紹介事業などの民間の労働力需給調整機能を効果的に活用できるようにするとともに、労働者派遣法、職業安定法の円滑な施行を図り、事業が適正に運営されるようにするため、計画的な集団指導、個別指導監督を実施し、法遵守の周知徹底、違法行為の未然防止に努めます。

### 労働者派遣事業所の推移



### (3) 非正規労働者の労働条件確保・改善対策

非正規労働者に係る労働条件の確保・改善については、労働基準法はもとより、改正労働契約法、裁判例、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」及びパートタイム労働法等に基づき、的確な指導を行います。

### (4) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

- パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者の働き・貢献に応じた、正社員とのより一層の均等・均衡待遇を図るとともに、一人ひとりの納得性の向上を図られるよう、計画的あるいは相談に基づき報告徴収を行い、法違反が認められる企業に対しては、指導等を行い、法の遵守の徹底を図ります。
- パートタイム労働法についての正確な理解が得られるよう、引き続き、あらゆる機会を捉えて、事業主及びパートタイム労働者等への説明や相談に対応し、積極的な周知・啓発を行います。
- 事業主が自主的に情報を発信でき、総合的に情報を提供する「パート労働ポータルサイト」の活用等により、パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた事業主の自主的かつ積極的な取組を促進します。

### (5) 中小企業等への「無期転換ルール」の普及及び専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の円滑な施行

労働契約法による無期転換申込権の発生が平成30年4月から本格化することから、「無期転換ルール」の周知を引続き図るとともに、同ルールの特例に関する手続き等の周知を通じ同法の円滑な施行に努めます。

## 3 労働条件の確保・改善対策等の推進

### (1) 一般労働条件の確保・改善対策

基本的労働条件の枠組みの確立等法定労働条件の遵守徹底のための指導を迅速かつ適正に行うとともに、一般労働条件の向上・労働環境の改善に向けた労使の取組を効果的に促します。

## パートタイム労働法Q&A

パートタイム労働者から正社員へ転換するチャンスを整えてください。

Q. 当社では正社員の募集内容について自社のホームページ上で公開しています。パートタイム労働者には雇入れの際に、「当社では正社員への転換を推進する措置として、正社員の募集内容を周知することとしているので、各自ホームページで確認するように」と伝えておけば措置を講じたと考えてよいでしょうか。

A. パートタイム労働者全員が、いつもホームページを見ることができるとは限りませんので、ホームページ上に公開し、そのことを周知するだけでは措置を講じたとは言えない場合があります。

なお、職場の環境において、すべてのパートタイム労働者が常に自社のホームページを閲覧でき、募集内容も見ることができるような場合には、措置を講じていると言えます。

ご存じですか? 「無期転換ルール」  
～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



(2) 賃金不払残業の解消を目指した  
労働時間管理の適正化対策

「労働時間適正把握ガイドライン」の遵守を重点とした監督指導を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づく総合的な対策を推進します。

(3) 特定の職種等における  
労働条件確保・改善対策

自動車運転者、障害者、技能実習生、介護労働者、派遣労働者、医療機関の労働者など特有の問題を有する事業場の労働条件の改善対策を推進します。

(4) 司法処理の厳正かつ積極的な取組

重大又は悪質な労働関係法令違反がある場合には、司法処分を含め、厳正に対処します。

平成28年監督実施状況

監督実施事業場数	違反事業場率	主要条文別違反率	
2,896事業場	77.7%	労働時間 (労働基準法第32条)	25.4%
		割増賃金 (労働基準法第37条)	17.4%
		労働条件の明示 (労働基準法第15条)	15.7%
		機械・設備等の安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	18.5%
		健康診断 (労働安全衛生法第66条)	17.8%

4 最低賃金制度の適切な運営

(1) 新潟地方最低賃金審議会の円滑な運営

新潟地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、地域の実情等を踏まえた最低賃金の改正を行います。

(2) 最低賃金額の周知徹底等

最低賃金制度の周知を図るとともに、最低賃金違反のおそれがある業種等における遵守の徹底のため、監督指導を行います。

(3) 最低賃金引上げに向けた  
中小企業・小規模事業者への支援

最低賃金引上げに取り組む中小企業等への支援を行うために、ワン・ストップ無料相談や業務改善助成金の周知と活用促進に努めます。

新潟県最低賃金 753円

時間額

効力発生年月日 平成28年10月1日

パートも！学生アルバイトも！

平成28年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト最優秀作品  
長岡公務員・情報ビジネス専門学校 CG・Web技術科 石坂 純也さん

特定最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業 2016年12月24日 852円	各種商品小売業 2016年12月1日 800円	自動車(乗用)、自動車用部品・附属品小売業 2016年12月3日 859円
--	-------------------------------	---

○新設最低賃金は、どのような仕事でも、どのような雇用形態(通常採用、アルバイト、歩合組)でも、新潟県内で働く全ての労働者に適用されます。  
○特定最低賃金には年齢(19歳未満、65歳以上)等の適用除外があります。

最低賃金のお問い合わせは最寄の労働基準監督署または  
新潟労働局賃金室(☎025-288-3504)まで

## 5 労働者の安全と健康確保 対策の推進

### (1) 治療と職業生活の両立支援の推進

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を周知するほか、地域の関係者と連携して治療と職業生活の両立支援の推進を図ります。

### (2) 労働災害の防止対策

第12次労働災害防止計画の最終年であることを踏まえ、以下の対策を進めます。

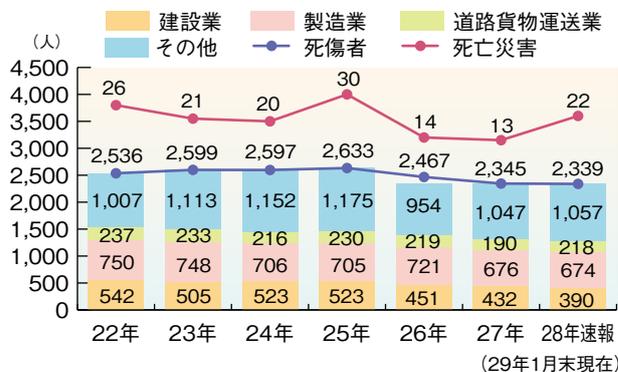
- 業種横断的に、転倒災害防止対策、交通事故防止対策、非正規雇用労働者の労働災害防止対策等を推進します。
- 死亡災害等重篤度の高い労働災害を減少させるため、建設業においては、墜落・転落災害の防止、車両系建設機械による災害の防止等を推進します。製造業においては、はさまれ・巻き込まれ災害等機械災害の防止対策等を推進します。
- 陸上貨物運送事業においては、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷役作業における災害防止対策等を中心に推進します。
- 第三次産業については、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進するとともに、社会福祉施設、小売業及び飲食店に対し、転倒災害防止対策、腰痛予防対策等を中心に推進します。
- 降積雪期における労働災害防止対策について周知し、啓発指導を行います。



STOP!転倒災害ステッカー



### 死亡・休業4日以上之死傷者数の推移



新潟労働局長による製造現場パトロール



新潟労働局長による社会福祉施設の労働災害防止要請

### (3) 心とからだの健康確保対策

#### ①化学物質による健康障害防止対策

化学物質による健康障害防止対策として、リスクアセスメントの実施、特殊健康診断の実施、作業環境測定の実施等関係法令遵守の徹底を図ります。

#### ②メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策については、ストレスチェック制度の実施の徹底や50人未満の事業場に対する支援等について、新潟産業保健総合支援センター、新潟県等関係機関との連携のもと、引き続き取組事業場の割合を高めるとともに内容の充実を図ります。

#### ③その他の健康確保対策

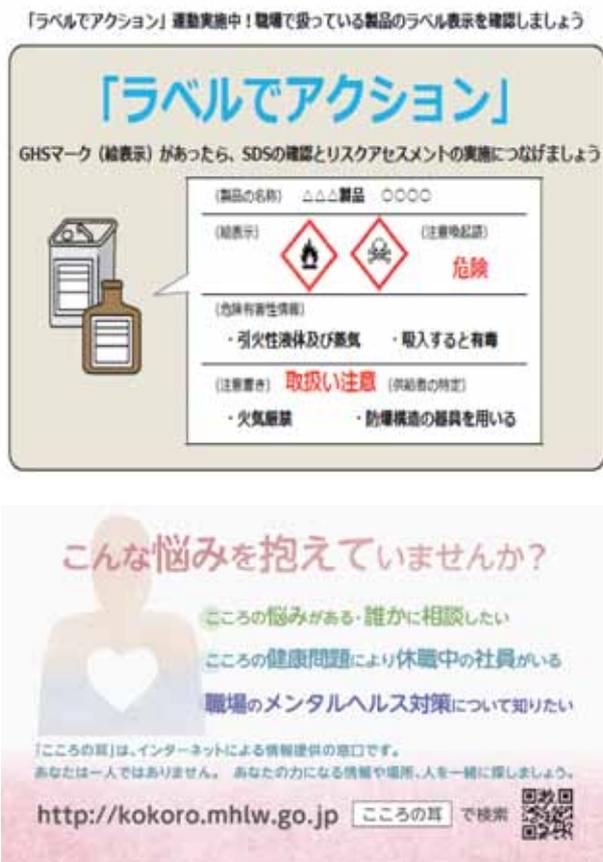
職業性疾病予防のために、「粉じん障害防止対策」、「石綿ばく露防止対策」、「熱中症予防対策」、「職場における受動喫煙防止対策」等を推進します。

### (4) 自主的な安全衛生活動の推進

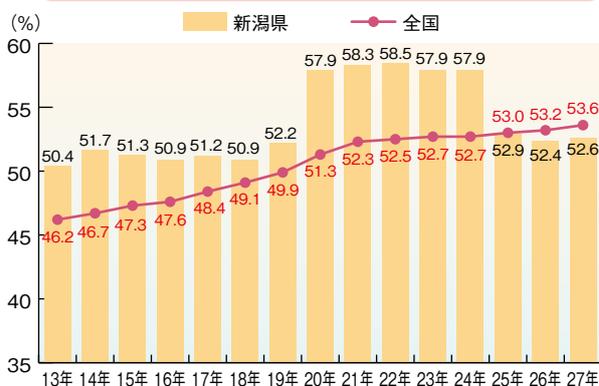
- 労働災害を防止するため、労働者の危険感受性の向上に加え、リスクアセスメントによる自主的なリスク低減措置を実施することの重要性を広く発信します。
- 定期健康診断における有所見率改善に向けた自主的な取組の促進を図ります。
- 新潟ゼロ災宣言運動の展開、安全衛生優良企業公表制度における認定等により、企業の自主的な安全衛生活動の促進を図ります。

### (5) 労働災害防止団体、業界団体等との連携

安全衛生対策の推進に当たっては、労働災害防止団体、業界団体等と連携・協働し、効果的・効果的に取り組みます。



定期健康診断有所見率の推移(平成13年～平成27年)



## 6 労災補償対策の推進

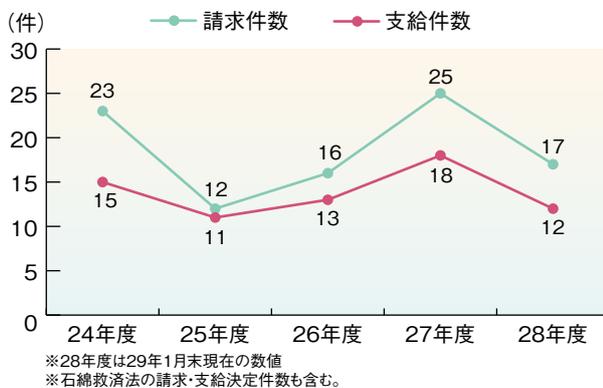
### (1) 迅速・適正な労災補償業務の徹底

労災保険請求の迅速・適正な処理に努めます。特に、精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患に係る労災請求事案については、認定基準に基づき適正な事務処理を行い、的確な進行管理の徹底を図ることにより、迅速な事務処理に努めます。

### (2) 社会復帰促進等事業の的確な推進

被災労働者の社会復帰を図る目的で実施している、義肢等補装具の申請等各種社会復帰促進等事業については、広く周知を図り適正処理に努めます。

石綿による肺がん・中皮腫等請求・支給決定件数推移



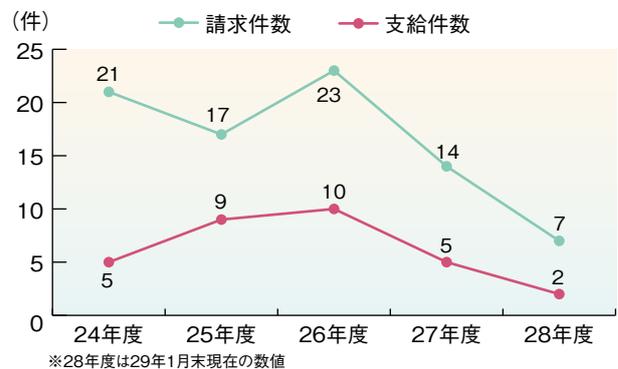
## 7 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保対策の推進

- 労働者が性別により差別されることなく、また、女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、積極的な指導等により男女雇用機会均等法の履行確保に取り組みます。
- 平成29年1月1日に施行された改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法について、介護休業・介護短時間勤務制度等の拡充、非正規雇用労働者の育児休業等の取得要件の緩和、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策等改正点を中心に、あらゆる機会を捉えて積極的に周知広報を行います。
- 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや、妊娠・出産等に関するハラスメント、セクハラなどの相談が多く寄せられていることから、紛争解決援助制度の活用を促し、その解決に向け迅速・的確に対応します。

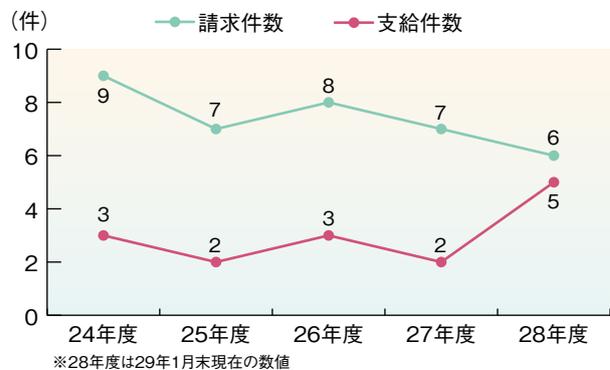
労災保険給付額及び受給者数推移



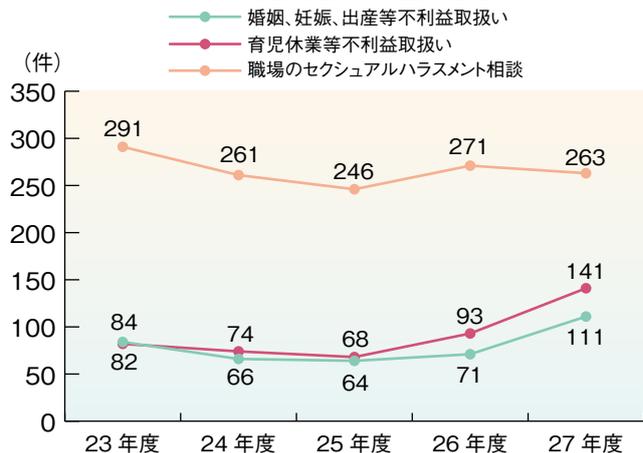
精神障害の請求・支給決定件数推移



脳・心臓疾患の請求・支給決定件数推移



婚姻、妊娠、出産、育児休業等不利益取扱い、セクハラ相談件数



## 8 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

### (1) 次世代育成支援対策推進法の円滑な施行

法の内容を啓発するとともに、事業主に対して、「一般事業主行動計画」の策定・届出を促進し、特に従業員101人以上の義務企業に対しては、策定・届出の徹底を図ります。

また、特例認定（プラチナくるみん認定）基準、くるみん認定基準の周知を図り、多くの企業が認定を目指した取組を行うよう、取組を推進します。

### 子育てサポート企業認定マーク



「仕事と介護を両立できる職場環境」  
整備のためのシンボルマーク

「トモニン」



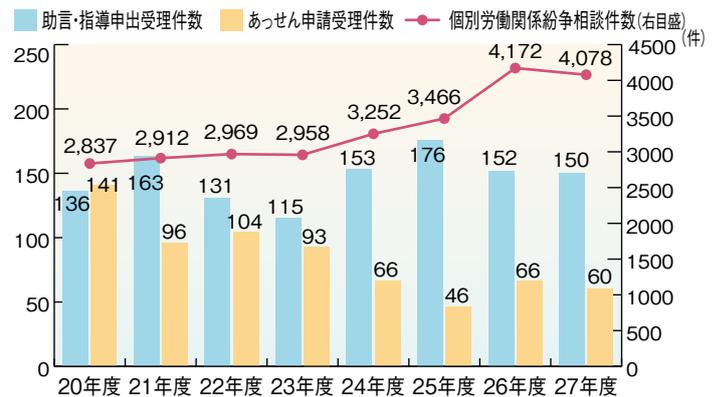
### (2) 仕事と家庭の両立支援

仕事と育児や介護との両立を図りやすくするための雇用環境整備について、「両立支援等助成金」を活用しつつ、特に中小企業事業主の取組みを促すとともに、男性の育児休業取得促進に取り組めます。

## 9 個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引き下げ等の労働問題や労働契約法に係るあらゆる分野の相談に対して、懇切・丁寧な対応と迅速・的確な処理に努めます。また、民事上の個別労働関係紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。

### 個別労働関係紛争解決制度運用状況



## 10 労働保険制度の適正な推進

### (1) 労働保険未手続事業一掃対策の推進

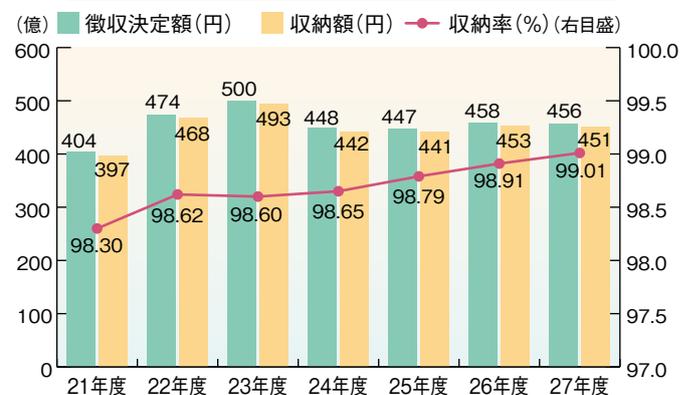
労働保険制度の運営に当たり、費用負担の公平性を図る観点から、労働保険加入促進業務の受託団体等と連携を図り、積極的に未手続事業の解消に努めます。

### (2) 労働保険料等の適正徴収

労働保険料の徴収に当たっては、事業主等に対し、適正な申告・納付をしていただくことが重要であり、そのため積極的に労働保険制度の周知を図ります。

また、労働保険料の口座振替制度や電子申請による事務手続きを推進するため、積極的な周知に努めます。

### 労働保険料の徴収決定額・収納額・収納率の推移



# 多様な働き手の参画の推進

## 1 女性の活躍推進

- 平成28年4月1日に施行された、女性活躍推進法の内容について周知を行うとともに、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を促進し、特に従業員301人以上の義務企業に対しては、策定・届出の徹底を図ります。

また、多くの企業が認定を目指した取組を行うよう、取組を推進します。

- 子育てしながら就職を希望している方に対してはマザーズハローワーク等の利用促進に努め、地方自治体の両立支援サービス、子育て支援サービス等の情報提供やきめ細やかな職業相談等により、再就職に向けた支援サービスを実施します。
- ひとり親の方に対する就業支援として、児童扶養手当の現況届提出時に自治体において相談窓口を設置し、「ひとり親サポートキャンペーン」を実施します。
- 次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた企業については、求人票に認定マーク（くるみん、プラチナくるみん）を表示するなど、積極的に周知し、再就職の促進につなげていきます。

### ＜女性活躍推進企業認定マーク＞



＜1段階目＞

＜2段階目＞

＜3段階目＞

### ＜女性の活躍・両立支援総合サイト＞

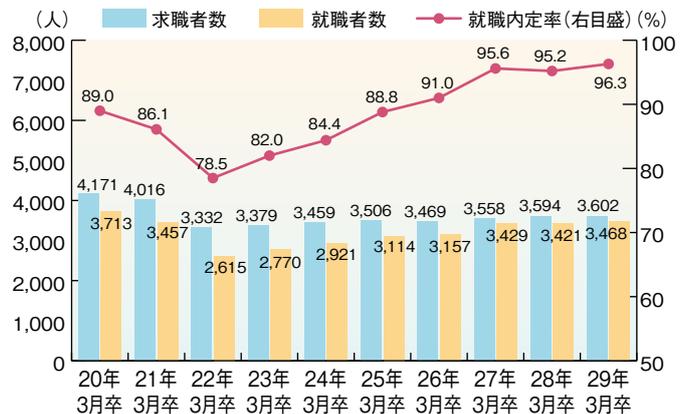


## 2 若者の活躍促進

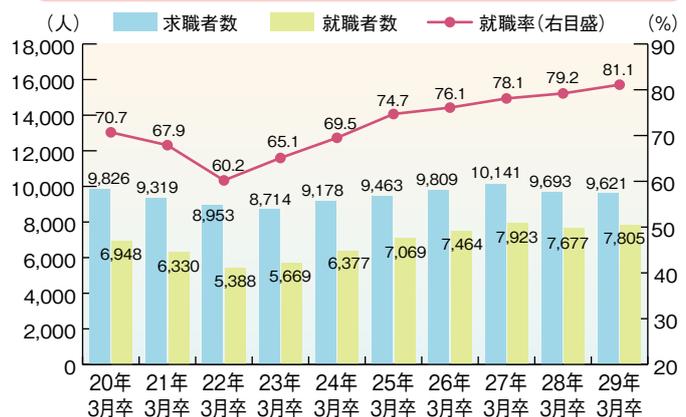
### (1) 学校卒業予定者等に対する就職支援

- 「新潟新卒応援ハローワーク」及び県内ハローワークでは、大学、専門学校、高等学校等と緊密に連携を取りながら、学卒ジョブサポーターを中心とした個別就職相談や出張相談の実施、各種セミナーの開催、就職ガイダンスの開催により学生・生徒の就職を支援します。
- 早期求人申込みの周知や所長をはじめとする職員、学卒ジョブサポーター等による求人開拓を実施し、求人の早期確保を図ります。
- 中小企業と学生のマッチングをより強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」の更なる普及・拡大に努め、企業情報の収集と学生への情報提供、面接会の実施等により、学生が地元企業を理解する機会を提供します。
- 地方自治体、労働界、産業界及び学校等の関係者を構成員とする「新潟新卒者等就職・採用応援本部」の活用を図り、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施します。

### 高等学校卒業予定者の求人・求職・就職内定状況の推移(各年12月末現在)



### 大学等卒業予定者の求職・就職内定状況の推移(各年12月末現在)



- 「にいがたUターン情報センター」(※)を中心に新潟県との連携を強化し、県外大学へ進学している大学卒業予定者のUターンを促進します。(※東京都の表参道にあります。)

## (2) フリーター等の正規雇用化の促進

「わかものハローワーク」等において、就職支援ナビゲーターを中心とした担当者制による個別支援、就職セミナーの開催及びトライアル雇用制度、各種助成金等を活用し正社員就職を推進します。

また、ジョブカフェや地域若者サポートステーションと連携し、ニート等の若者の就労を支援します。



【大学等合同企業説明会】



## 3 障害者、難病・がん患者等の活躍促進

### (1) 障害者雇用率向上のための取組強化

新潟県、新潟市、経済団体及び関係機関が一体となって、新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームを設置し、障害者雇用に対する意識喚起と機運の醸成を図り、障害者雇用率の向上に取り組めます。

### (2) 企業に対する障害特性の理解促進

障害者雇用の先進企業、特別支援学校、福祉就労支援施設等見学会の実施や企業での職場実習を通じて、企業の障害特性の理解を促します。

### (3) 障害者等の就職の促進

一人ひとりの障害特性の状況に応じて、的確かつきめ細やかな職業相談・職業紹介を行い早期の就職を図ります。

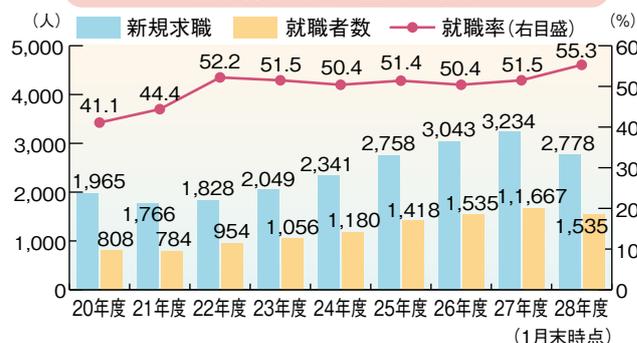
### (4) 福祉・教育・医療から一般雇用への移行推進

就労支援事業所、特別支援学校、医療機関等の職員や利用者等を対象とした就労支援セミナー、事業所見学会を開催するとともに、企業と福祉分野との連携を強化することにより、福祉・教育・医療から雇用への移行を推進します。

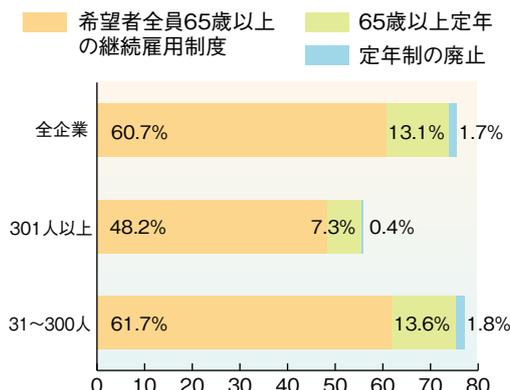
障害者実雇用率の推移 (各年6月1日現在)



障害者の職業紹介の推移



希望者全員が65歳以上まで働ける企業



## 4 高齢者の活躍促進

### (1) 希望者全員が65歳まで働ける企業のさらなる普及

公的年金支給開始年齢の65歳引き上げに伴い、無年金・無収入となる高齢者が生じることのないよう、改正高齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置を講じていない事業主に対し、的確に助言・指導を実施します。

※右図は、「平成28年高齢者の雇用状況」における「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合(規模別・措置別)を示している。  
規模別の集計対象企業を100%とすると、企業全体では75.5%、中小企業では77.1%、大企業では55.9%を占めています。

## (2) 「生涯現役社会」の実現に向けた普及啓発

65歳以上の定年延長や65歳を超える継続雇用延長の企業への普及啓発のため、高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟支部と連携し、生涯現役社会の実現に向けた支援を行います。また、高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができるよう関係機関と連携し、就業機会の確保を推進します。

## 5 外国人の雇用対策の推進

- 働くことを目的として在留する外国人に対して、ハローワーク新潟に設置している、通訳を配置した「新潟外国人雇用サービスコーナー」を中心として、県内ハローワーク窓口で外国人の再就職を支援します。
- ハローワークでは外国人を雇用している事業所を訪問し、雇用管理に関する相談や外国人雇用管理アドバイザーによる専門的な相談支援を行います。

新潟県における外国人労働者数の推移



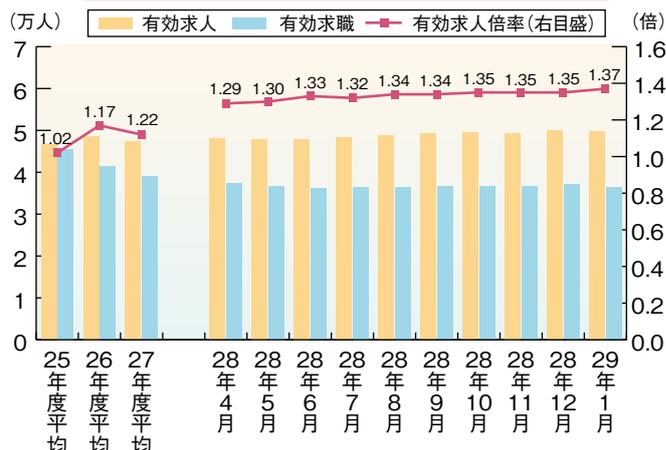
## 6 ハローワークのマッチング機能の強化

- 求人票の仕事内容欄の記載の充実、求人内容の正確性・明確性の確保を図り、また、就職希望者の希望条件や職業経験を的確に把握することで、求人者・求職者双方への積極的なマッチングを実施します。

また、就職希望者に求人票の記載内容以上の情報を提供するため、事業所情報の収集・整備に努めます。

- 正社員求人の一層の確保を図り、正社員就職の積極的な促進に努めます。

求人・求職及び求人倍率の動き(パートを含む全数)



## 7 重層的なセーフティネットの構築

### (1) 「生活保護受給者等就労自立促進事業」による就労支援の強化

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者などの生活保護受給者等に対する支援を強化するため、地方自治体などの関係機関との協議会の開催、協定の締結等の連携により、一体的な支援を実施し就労による自立を促進します。

### (2) 求職者支援制度による給付金の支給を通じた就職支援

求職者が職業能力や技能を身につけて早期の再就職ができるように、求職者支援訓練の適格な受講あっ旋や支援対象者に給付金を支給して生活の安定確保を図ります。

**雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ**

### 求職者支援制度のご案内

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。

支援内容

- ① 再就職に必要なスキルを身に付けるための職業訓練を受講できます。
- ② 訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援します。
- ③ 一定条件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。

訓練コースの詳細・受講申し込みはハローワークの窓口にお問い合わせください。

新潟労働局ホームページの「求職者支援制度」をご覧ください。 [求職者支援制度](#) [詳細](#)

新潟労働局・ハローワーク

# 地方創生・地域の実情を踏まえた労働政策の総合的推進

## 1 地方創生の推進

### (1) 地方自治体との連携による雇用創出と人材確保

労働政策に対する地域のニーズを的確に把握し、地方自治体の産業政策・福祉政策と連携を図りながら雇用創出と人材確保に努めます。

### (2) 一体的実施施設における取組

新潟県と共同で運営する「にいがたUターン情報センター」、新潟県、新潟市と共同で運営する東区「ワークポート新潟」、新潟市と共同で運営する中央区及び西区「ハローワークコーナー」の一体的実施施設について効果的な業務運営を図ります。

### (3) 失業なき労働移動の実現

企業の雇用調整により離職を余儀なくされる方の円滑な再就職を支援するため、(公財)産業雇用安定センターと連携し、出向・移籍を推進するほか、労働移動支援助成金の活用による失業なき労働移動の取組を支援します。

### (4) 被災者の新たな就職に向けた支援組

東日本大震災の影響により福島県から避難している方で、帰還を希望する求職者への就職支援及びそれ以外の被災求職者に対し担当者制等による就職支援を行います。



## 2 人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

建設、運輸、看護、福祉等の分野で人材不足問題が深刻化しつつあることから、関係機関及び業界団体とともに雇用管理改善による魅力ある職場づくりに向けた働きかけを行うとともに人材確保・育成を支援します。

## 3 地域のニーズに即したハロートレーニング(公的職業訓練)の計画・推進と就職支援

### (1) ハロートレーニング(公的職業訓練)による能力開発

新潟県地域訓練協議会において、地域の実情を踏まえた「新潟県地域職業訓練実施計画」を策定し、ハロートレーニングが地域の人材ニーズと求職者ニーズに即した職業訓練として実施されるよう取組みます。

### (2) ハロートレーニング(公的職業訓練)の適格な受講あっ旋と訓練受講者への就職支援

ハロートレーニングについて、ハローワークによる周知・広報及び適格な受講あっ旋により訓練機会の促進に努めます。

また、職業訓練受講者に対しては、訓練実施機関と連携し訓練受講中からの就職支援に努め、早期の再就職を支援します。

## 4 労働法制の普及等に関する取組

これから社会に出て働く若者に対し、労働法制の基礎知識の普及を促進します。

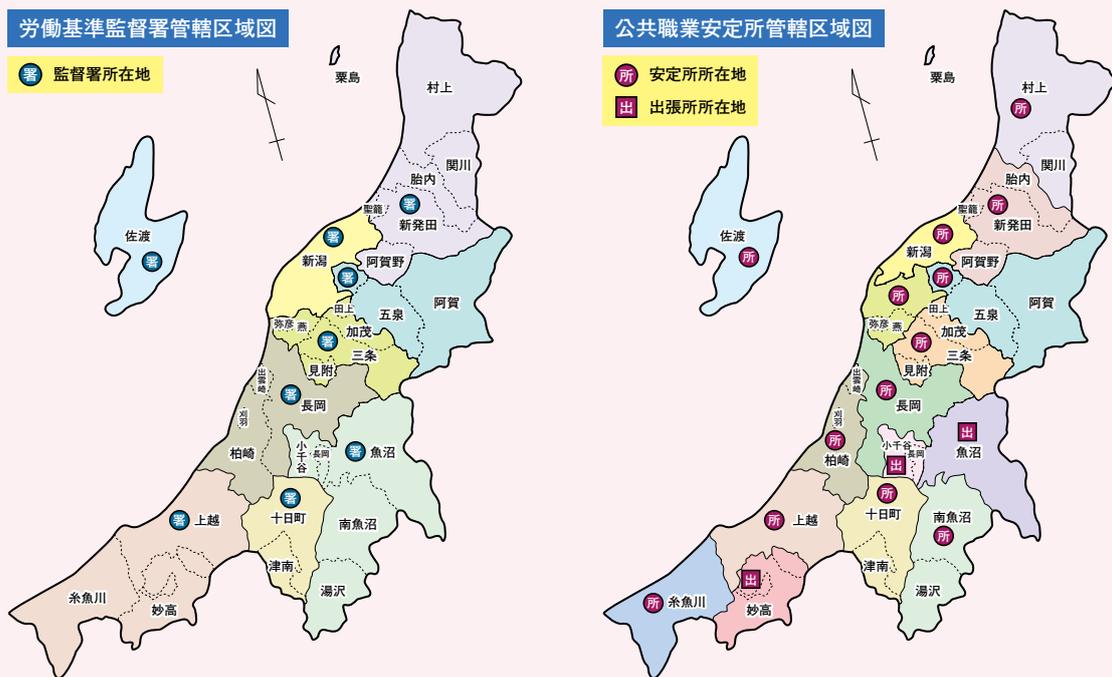
このため、大学等に対して講師を派遣し、セミナーや講義等を実施します。

また、大学等における学生のアルバイト等における労働トラブル発生時の相談先の周知、ハローワーク等における若者向けセミナー等加え、中学校や高等学校に対しても労働法制の普及に取り組めます。



【新潟労働局長による大学講義】

# 新潟労働局・労働基準監督署・公共職業安定所所在地



## 労働基準監督署の所在地・連絡先

- 新潟**  
 〒950-8624 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2階  
 TEL 025(288)3571 FAX 025(288)3575 【管轄区域】新潟市(秋葉区・南区を除く)

---

- 長岡**  
 〒940-0082 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎7階  
 TEL 0258(33)8711 FAX 0258(33)8713 【管轄区域】長岡市(旧川口町を除く)、柏崎市、出雲崎町、刈羽村

---

- 上越**  
 〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎3階  
 TEL 025(524)2111 FAX 025(524)2964 【管轄区域】上越市、糸魚川市、妙高市

---

- 三条**  
 〒955-0055 三条市塚野目2-5-11  
 TEL 0256(32)1150 FAX 0256(32)1153 【管轄区域】三条市、加茂市、燕市、見附市、弥彦村、田上町

---

- 新発田**  
 〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎3階  
 TEL 0254(27)6680 FAX 0254(27)6715 【管轄区域】新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村

---

- 新津**  
 〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎3階  
 TEL 0250(22)4161 FAX 0250(22)4162 【管轄区域】新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市、阿賀町

---

- 小出**  
 〒946-0004 魚沼市大塚新田87-3  
 TEL 025(792)0241 FAX 025(792)4217 【管轄区域】長岡市のうち旧川口町、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町

---

- 十日町**  
 〒948-0073 十日町市稻荷町2-9-3  
 TEL 025(752)2079 FAX 025(752)3864 【管轄区域】十日町市、津南町

---

- 佐渡**  
 〒952-0016 佐渡市原黒333-38  
 TEL 0259(23)4500 FAX 0259(23)4502 【管轄区域】佐渡市

## 公共職業安定所(ハローワーク)の所在地・連絡先

### ●新潟

〒950-8532 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 1,2階  
TEL 025(280)8609 FAX 025(288)3590 【管轄区域】新潟市のうち北区・東区・中央区・江南区・西区

### ●長岡

〒940-8609 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内  
TEL 0258(32)1181 FAX 0258(34)4844 【管轄区域】長岡市(旧川口町を除く)

### ●小千谷出張所

〒947-0028 小千谷市城内2-6-5  
TEL 0258(82)2441 FAX 0258(83)2836 【管轄区域】小千谷市、長岡市(旧川口町)

### ●上越

〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内  
TEL 025(523)6121 FAX 025(522)3148 【管轄区域】上越市(板倉区・中郷区を除く)

### ●妙高出張所

〒944-0048 妙高市下町9-3  
TEL 0255(73)7611 FAX 0255(72)3871 【管轄区域】妙高市、上越市のうち板倉区・中郷区

### ●三条

〒955-0053 三条市北入蔵1-3-10  
TEL 0256(38)5431 FAX 0256(38)1729 【管轄区域】三条市、加茂市、見附市、田上町

### ●柏崎

〒945-8501 柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内  
TEL 0257(23)2140 FAX 0257(22)9932 【管轄区域】柏崎市、刈羽村、出雲崎町

### ●新発田

〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内  
TEL 0254(27)6677 FAX 0254(27)6670 【管轄区域】新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町

### ●新津

〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内  
TEL 0250(22)2233 FAX 0250(22)7925 【管轄区域】新潟市のうち秋葉区・南区、五泉市、阿賀町

### ●十日町

〒948-0004 十日町市下川原町43  
TEL 025(757)2407 FAX 025(752)6402 【管轄区域】十日町市、津南町

### ●糸魚川

〒941-0067 糸魚川市横町5-9-50  
TEL 025(552)0333 FAX 025(552)7129 【管轄区域】糸魚川市

### ●巻

〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4087  
TEL 0256(72)3155 FAX 0256(72)8348 【管轄区域】新潟市のうち西蒲区、燕市、弥彦村

### ●南魚沼

〒949-6609 南魚沼市八幡20-1  
TEL 025(772)3157 FAX 025(772)8259 【管轄区域】南魚沼市、湯沢町

### ●小出出張所

〒946-0021 魚沼市佐梨682-2  
TEL 025(792)8609 FAX 025(792)0752 【管轄区域】魚沼市

### ●佐渡

〒952-0011 佐渡市両津夷269-8  
TEL 0259(27)2248 FAX 0259(23)3339 【管轄区域】佐渡市

### ●村上

〒958-0033 村上市緑町1-6-8  
TEL 0254(53)4141 FAX 0254(53)5229 【管轄区域】村上市、関川村、粟島浦村

# 労働関係の事項について相談したいときは（相談先一覧）

## 総合労働相談窓口

- \* 解雇、労働条件の変更等を巡る労働者と使用者との紛争等に関するあらゆる相談
  - \* 事業主からのいじめ・嫌がらせ等に関する相談
- 労働局雇用環境・均等室（4階）または労働基準監督署に設置の総合労働相談コーナー

## 労働条件等に関する相談をしたいとき

- \* 賃金不払い、解雇に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署
- \* 労働時間、休日、年休に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署または労働局雇用環境・均等室（3階）
- \* 有期特別措置法の認定に関する相談 ————— 労働局雇用環境・均等室（3階）
- \* 最低賃金、賃金・退職金制度に関する相談 ————— 労働局賃金室

## 職場環境等に関する相談をしたいとき

- \* 職場における危険な作業、衛生環境等、健康管理に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署または労働局健康安全課

## 労災保険に関する相談をしたいとき

- \* 労災保険の加入に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署または労働局労働保険徴収課
- \* 労災保険の申請や給付に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課
- \* 労災年金受給者の年金・介護問題等に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課

## 雇用保険に関する相談をしたいとき

- \* 雇用保険の加入に関する相談 ————— 管轄のハローワークまたは労働局労働保険徴収課
- \* 雇用保険の申請や給付に関する相談 ————— 管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

## 就職活動に関する相談をしたいとき

- \* 求職・求人に関する相談 ————— 管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

## 職業訓練に関する相談をしたいとき

- \* 職業訓練の受講に関する相談 ————— 管轄のハローワークまたは労働局訓練室

## 外国人の就労に関する相談をしたいとき

- \* 外国人労働者の職業相談及び雇用管理に関する相談 ————— 管轄のハローワークまたは労働局職業対策課
- \* 外国人労働者の労働条件に関する相談 ————— 管轄の労働基準監督署または労働局監督課

## 労働者派遣・民営職業紹介事業に関する相談をしたいとき

- \* 労働者派遣事業に関する相談 ————— 労働局需給調整事業室
- \* 有料・無料職業紹介に関する相談 ————— 労働局需給調整事業室

## 男女の均等取扱い、パートタイム労働に関する相談をしたいとき

- \* 男女均等な取扱いに関する相談 ————— 労働局雇用環境・均等室（4階）
- \* 職場のセクシュアルハラスメントに関する相談 ————— 労働局雇用環境・均等室（4階）
- \* 妊娠中の働き方に関する相談 ————— 労働局雇用環境・均等室（4階）
- \* パートタイム労働に関する相談 ————— 労働局雇用環境・均等室（4階）

## 育児・介護休業、次世代法等に関する相談をしたいとき

- \* 育児休業、介護休業等、仕事と家庭の両立支援に関する相談 ————— 労働局雇用環境・均等室（4階）
- \* 育児休業給付・介護休業給付に関する相談 ————— 管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

## どこに相談してよいかわからないとき

労働局雇用環境・均等室（4階）または労働基準監督署に設置の総合労働相談コーナー

## 新潟労働局の所在地・連絡先

### 新潟労働局

〒950-8625  
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号  
新潟美咲合同庁舎2号館

【ホームページアドレス】  
<http://niigata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

- 総務課 / TEL 025(288)3500 FAX 025(288)3512
- 労働保険徴収課 / TEL 025(288)3502 FAX 025(288)3514
- 雇用環境・均等室 / (3階) TEL 025(288)3527・3528  
FAX 025(288)3513  
(4階) TEL 025(288)3501・3511  
FAX 025(288)3518
- 監督課 / TEL 025(288)3503 FAX 025(288)3515
- 健康安全課 / TEL 025(288)3505 FAX 025(288)3516
- 賃金室 / TEL 025(288)3504 FAX 025(288)3515
- 労災補償課 / TEL 025(288)3506 FAX 025(288)3516
- 職業安定課 / TEL 025(288)3507 FAX 025(288)3517
- 職業対策課 / TEL 025(288)3508 FAX 025(288)3517
- 訓練室 / TEL 025(288)3509 FAX 025(288)3517
- 需給調整事業室 / TEL 025(288)3510 FAX 025(288)3517